

令和 6 年度十和田市小規模森林整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、市内の森林経営計画等に含まれない森林の再造林を促進するため、令和 6 年度の予算の範囲内において令和 6 年度十和田市小規模森林整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林経営計画等 森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画又は森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第 5 条に規定する特定間伐等促進計画のことをいう。
- (2) 再造林 十和田市森林整備計画に基づき、伐採跡地へ植栽により森林を造成することをいう。
- (3) 苗木 別表の左欄に掲げる樹種の苗木のことをいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす市内の森林で令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年10月31日までに実施する再造林事業とする。

- (1) 森林経営計画等に含まれていないこと。
- (2) 令和 6 年 3 月31日までに森林法第10条の 8 に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書が提出されていること。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に森林を所有する者（以下「森林所有者」という。）又は森林所有者から補助対象事業に係る委託を受けた者（以下「受託者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者にしないものとする。

- (1) 市税等を滞納している場合。
- (2) 受託者にあつては、森林所有者が市税等を滞納している場合。
- (3) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している場合。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に用いる苗木の購入に要する経費（消費税相当額を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、苗木の購入に要する経費における単価又は別表の中欄に掲げる標準単価のいずれか低い額に植栽本数（別表の右欄に掲げる補助上限本数を上限とする。）を乗じて得た額とする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度十和田市小規模森林整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業申請内訳書（様式第2号）
- (2) 位置図及び施業図
- (3) 苗木の購入に係る見積書の写し
- (4) 受託者が申請する場合にあつては、森林所有者と補助対象事業に係る契約をしたことが分かる書類の写し
- (5) 令和6年度十和田市小規模森林整備事業補助金に係る誓約書（様式第3号）
- (6) 申請者の市税等の滞納がないことを証する書類
- (7) 受託者が申請する場合にあつては、森林所有者の市税等の滞納がないことを証する書類

(8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付の決定のために市が保有する前項第6号の書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意を得た場合は、当該書類の提出を省略させることができる。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、当該申請者に、令和6年度十和田市小規模森林整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

(1) 補助対象事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助対象事業の施行地を森林以外の用途に転用する行為（補助対象事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該補助対象事業の施行地が森林以外の用途へ変更される場合を含む。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ市長にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(2) 造成後、成林の見込みが確実になるまで年1回以上保育の施行及び枯損箇所への補植を行うこと。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和6年11月10日のいずれか早い日までに令和6年度十和田市小規模森林整備事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告内訳書（様式第 6 号）
- (2) 再造林の着手前及び完了後の現場写真
- (3) 苗木の購入に係る納品書の写し
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、令和 6 年度十和田市小規模森林整備事業補助金交付金額確定通知書（様式第 7 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、前条の規定により額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、令和 6 年度十和田市小規模森林整備事業補助金交付請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。ただし、概算払を必要とするものについては令和 6 年度十和田市小規模森林整備事業補助金概算払請求書（様式第 9 号）によらなければならない。

（帳簿等の整備）

第14条 補助事業者は、補助対象事業の経理を明確にするため、当該補助対象事業に係る収支を記載した帳簿を設け、証拠書類を整備し、当該補助対象事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 13 日から施行する。

別表（第 2 条、第 6 条関係）

樹種	標準単価 （ 1 本 当 た り ）	補助上限本数 （ 1 ha 当 た り ）
スギ	155 円	3,500 本
スギ（コンテナ苗）	210 円	3,500 本
アカマツ	100 円	5,000 本
クロマツ	120 円	5,000 本
クロマツ（コンテナ苗・150 cc）	210 円	5,000 本
クロマツ（コンテナ苗・300 cc）	230 円	5,000 本
カラマツ	130 円	3,500 本
カラマツ（コンテナ苗）	210 円	3,500 本
ヒバ	370 円	3,500 本
ヒバ（コンテナ苗）	370 円	3,500 本
クリ	188 円	4,000 本
ケヤキ	223 円	4,000 本
コナラ	216 円	4,000 本
ナラ	216 円	4,000 本
ブナ	218 円	4,000 本
ミズナラ	190 円	4,000 本